

平成29年12月20日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

福岡高等裁判所事務局長 安永 健次

国有財産事務分掌者

福岡地方裁判所長 永松 健幹

国有財産事務分掌者

福岡家庭裁判所長 白石 哲

福岡高等地方簡易裁判所合同庁舎等において、有償による使用許可又は貸付を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

福岡高等地方簡易裁判所合同庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件関係書類等の謄写の用に供するために、福岡高等地方簡易裁判所合同庁舎等の一部について、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（ただし、3の(1)については貸付）（以下「使用許可等」という。）をするに当たって、使用許可等を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可等をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可等をする場所

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1)福岡市中央区城内1-1      | 福岡高等地方簡易裁判所合同庁舎   |
| (2)福岡市中央区大手門1-7-1   | 福岡家庭裁判所庁舎         |
| (3)福岡市中央区六本松4-2-4   | 福岡高等地方家庭簡易裁判所合同庁舎 |
| (4)福岡県飯塚市新立岩10-29   | 福岡地方裁判所飯塚支部庁舎     |
| (5)福岡県直方市丸山町1-4     | 福岡地方裁判所直方支部庁舎     |
| (6)福岡県久留米市篠山町21     | 福岡地方裁判所久留米支部庁舎    |
| (7)福岡県柳川市本町4        | 福岡地方裁判所柳川支部庁舎     |
| (8)福岡県大牟田市白金町101    | 福岡地方裁判所大牟田支部庁舎    |
| (9)福岡県八女市本町537-4    | 福岡地方裁判所八女支部庁舎     |
| (10)北九州市小倉北区金田1-4-1 | 福岡地方裁判所小倉支部庁舎     |
| (11)福岡県行橋市行事1-8-23  | 福岡地方裁判所行橋支部庁舎     |

(12)福岡県田川市千代町1-5 福岡地方裁判所田川支部庁舎

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

#### 4 使用許可等の条件内容

使用許可等を受けた者は、使用許可等を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

#### 5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

##### (1) 企画提案募集要領の交付

###### ア 交付期間

平成29年12月20日(水)から平成30年1月9日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。)

###### イ 交付場所

福岡市中央区城内1番1号

福岡高等裁判所事務局会計課内

管轄係 田中

電話092(781)3141(内線2212)

###### ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する(郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。)

##### (2) 企画提案書の提出方法等

###### ア 提出期間

平成30年1月12日(金)から同月19日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。)

###### イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

###### ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による(郵送又は電送による提出は受け付けない。)

エ 提出部数 6部

#### 6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

- イ 提出期限 平成30年1月9日(火)午後5時まで
- ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

(2) 回答書は、次の交付日時に交付場所において手交する（郵送又は電送による回答は行わない。）。

- ア 交付日時 平成30年1月11日(木)午後3時から午後5時まで
- イ 交付場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

## 7 使用許可等をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ないこと。

(2) 応募者は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可等後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなつた場合、当該使用許可等の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を5の企画提案募集要領に従つて提出すること。

(3) 前2項の要件を満たした応募者が提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (4) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可等の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

## 8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。